

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	63 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	57 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

千葉国民年金 事案 4094

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 7 月まで

私は、納税組合の納税委員による集金により、国民年金の加入期間の国民年金保険料を全て納めたはずである。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 町（現在は、B 市）の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は納付されたことが記録されているところ、当該期間の保険料が還付された記録は見当たらない。

また、申立人の特殊台帳においては、申立期間を含む昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間は納付済みと記録されていたところ、同年 4 月 21 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、当該期間の保険料を還付したことが記録されているが、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は同年 8 月 21 日であり、申立期間において申立人は国民年金の強制被保険者であったと考えられることから、同年 4 月 21 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間を無資格期間として国民年金保険料を還付する合理的理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和52年5月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は夫と母の分と合わせてB銀行C支店で納付していた。49年4月から51年3月までの保険料は第3回特例納付により納付しており、未納が無いようにしているのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無い上、申立人の所持する領収証書及び特殊台帳から、申立人は第3回特例納付制度を利用して申立期間前の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、未納の解消に努めるなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和52年8月頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述とおおむね一致する上、加入時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったことを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4096

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に会社を退職後、社会保険に未加入の会社に入社したため、A 市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入したときに、職員から納付していない期間の国民年金保険料を納付するように言われ、保険料を遡って納付したので未納は無いはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 59 年 1 月頃に夫婦連番で払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、この時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金に加入した当初に夫婦二人分の保険料として 20 万円くらいを遡って納付したと述べているところ、当該納付金額は、申立人及びその元妻の納付可能な過年度保険料並びに昭和 58 年度保険料の合計額とおおむね一致しており、申立人の申述内容に不自然な点は見当たらない上、申立期間は 9 か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4097

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 11 月に A 県 B 区から C 区に転居し、引き続き国民年金保険料を納付していたが、年金記録では C 区に居住していた途中の期間が未納とされている。申立期間前の 59 年 3 月までの保険料を納付し、その後の申立期間を納付しないということは考えられず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 11 月に A 県 B 区から C 区に転居し、引き続き国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の所持する年金手帳の住所欄には、同年 11 月に C 区に住所を変更したことが記載されており、オンライン記録において、住所変更直後の期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間についても C 区において保険料の納付書が発行され、申立人は申立期間の保険料を現年度納付することができる状況にあったと推認できる。

また、申立人は、第 3 号被保険者への切替手続を第 3 号被保険者制度が始まった昭和 61 年 4 月に行うなど、年金制度への意識の高さがうかがえる上、申立期間は 24 か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録において、申立期間前の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料の納付記録が同年 9 月 21 日に追加処理されていることが確認でき、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私の国民年金については、昭和46年に母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、47年に結婚してからは妻が保険料を納付してきた。申立期間①及び②の保険料を納付したことを明らかにする書類等は手元に残っていないが、老後に不安を残さないようにずっと納付してきており、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和46年11月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、申立期間①の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間①は加入当初を含む期間であり、国民年金の加入手続を行いながら、その当初から保険料を未納にするとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①直後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、申立期間①を含めて自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付していることを考慮すると、申立期間①の保険料も納付していたものと考えても特段不自然でない。

申立期間②については、申立人は前後の期間は納付済みであり、申立期間②は6か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②の保険料を納

付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人に係る特殊台帳において、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までは未納、同年 10 月から 49 年 3 月までは納付済みとなっていることが確認できるところ、オンライン記録では、平成 23 年 8 月 17 日に納付記録が訂正されるまで、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までは納付済み、同年 10 月から 49 年 3 月までは未納と記録されており、行政側の記録管理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年12月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年12月まで
② 平成8年12月から9年3月まで

私は、平成元年1月に会社を退職したときに、A区Bにあった区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は同支所で納付した。8年12月に会社を退職したときは、C市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料は同市役所で納付した。会社を退職した後は雇用保険から基本手当を受けていたので、保険料はその中から自分で納付した。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、C市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人が平成8年12月に会社を退職後、9年3月に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、その時点において、申立期間②の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間②以降に未納は無く、複数回の種別変更手続を適切に行っていることから、当該加入手続の時点において申立人は保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、申立期間は4か月と短期間であることを考慮すると、申立人は申立期間②の保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、平成元年1月に会社を退職後、A区Bにあった区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、保険料は同支所で納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の

被保険者の加入記録等から、4年2月から同年3月頃までに払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年12月から9年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年8月1日から同年11月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年11月30日から4年6月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のB社における資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が間違っているので訂正して

ほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は28万円、同年10月は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日から約7か月後の同年8月26日付けで、申立人に係る3年8月から同年10月までの標準報酬月額の記録が11万円に遡及して訂正されていることが確認でき、同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の者についても同様の処理が行われている。

さらに、申立期間②については、平成4年8月26日付けで、申立人に係る3年10月の標準報酬月額の時決定の記録が取り消された上、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年11月30日として記録されていることが確認でき、ほかの者にも同様の処理がされているが、4年8月26日時点において当該事業所は適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成4年8月26日付けで行われた遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年8月及び同年9月は28万円、同年10月から4年5月までは30万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人がB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に被保険者資格を喪失した複数の者の喪失処理年月日が同年10月28日であることから、当該事業所が適用事業所でなくなった旨の処理も同日に行われたと推認でき、同日に、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の時決定の記録を取り消した上で、資格喪失日を同年7月31日に遡及して訂正しており、ほかの者にも同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正処理前の記録から、平成4年7月31日時点に

において当該事業所は適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、社会保険事務所が、当該事業所について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理をした日と推認できる同年10月28日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円とすることが妥当である。

なお、現在、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、平成4年7月31日から同年12月1日に訂正されている。

- 3 申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された同年10月及び同年11月の給与支給明細書により、申立人は、当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成4年10月及び同年11月の給与支給明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、適用事業所に該当しなくなる処理を平成4年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年9月1日から4年3月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年3月1日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期間については、申立人のB社における資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から4年3月1日まで
② 平成4年6月30日から同年12月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成3年9月1日となっているが、B社に移籍する前日の4年2月29日まで勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

また、私のB社における資格喪失日が平成4年6月30日となっているが、同年11月30日まで勤務していたので、資格喪失日を同年12月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、当初、平成3年9月から同年12月までの標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日から約2か月

半後の同年4月1日付けで、申立人に係る3年10月の標準報酬月額
の定時決定の記録及び4年1月1日の資格喪失日を取り消した上で、3年
9月1日を資格喪失日とする処理が遡及して行われているところ、ほか
にも同様な処理が行われている者が二人確認できる。

また、申立人は当該遡及訂正処理が行われた平成4年4月1日時点で
同社の取締役であることが確認できるが、同社の別の元取締役は、「A
社及びB社に係る遡及訂正は、私が単独で社会保険事務所（当時）の職
員に相談して行っており、このことは役員を含め、ほかの誰も知らない
事実である。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理
に関与していないと認められる。

さらに、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、上記遡及訂正処理が行
われた日において、同社が法人事業所であることが確認でき、適用事業
所としての要件を満たしていたと認められることから、同社が適用事業
所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当
たらぬ。

これらを総合的に判断すると、平成4年4月1日付けで行われた遡及
訂正処理は合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なも
のとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人のB社に
係る資格取得日である同年3月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務
所に当初届け出たとおり、53万円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期
間については、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年
金保険の被保険者記録は、当初、同年6月から同年9月までの標準報酬
月額は53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の
適用事業所でなくなった同年7月31日から約3か月後の同年10月28
日付けで、申立人の同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録を取り
消した上で、同年6月30日を資格喪失日とする処理が遡及して行われ
ており、申立人以外の複数の者にも同様の処理が行われていることが確
認できる。

また、B社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、平成4年7月
31日に同社の取締役を辞任していることから当該資格喪失処理が行わ
れた同年10月28日時点では、同社の取締役でないことが確認できる上、
別の元取締役は、「A社及びB社に係る遡及訂正は、私が単独で社会保
険事務所の職員に相談して行っており、このことは役員を含め、ほかの
誰も知らない事実である。」と供述していることから、申立人は、当該
遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、平成4年10月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し
た複数の者の喪失処理年月日が同日であることから、当該事業所が適用
事業所でなくなった旨の処理も同日に行われたと推認でき、当該遡及訂
正処理前の記録から、同年7月31日時点においてB社は適用事業所の

要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、社会保険事務所がB社について、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとして処理した日と推認できる同年10月28日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円とすることが妥当である。

なお、現在、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、平成4年7月31日から同年12月1日に訂正されている。

- 3 申立期間②のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、遡及訂正に関与したとする元取締役は、「申立人が従業員の就職先を確保するために最後まで当該事業所に残っていたので、4年11月30日まで勤務していたことは間違いない。」と供述していることから、申立人が当該期間に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所において申立人と同様に資格喪失日を遡及して処理をされている元同僚から提出された平成4年10月及び同年11月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理を平成4年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和46年3月から49年9月末まで、A社に勤務していた。月末付けで退職すると会社に話したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の記録は、同年9月30日に資格喪失したとされており、被保険者記録に1か月間の欠落があることに納得できないので、資格喪失日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和49年9月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げたA社の当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、昭和49年9月30日に退職した。同年9月の厚生年金保険料を給与から控除した上で給与を支払った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失進達書（喪失届）により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 49 年 9 月 30 日として社会保険事務所に届けていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和46年3月から49年6月末まで、A社に勤務していた。月末付けで退職すると会社に話したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の記録は、同年6月30日に資格喪失したとされており、被保険者記録に1か月間の欠落があることに納得できないので、資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げたA社の当時の社会保険事務担当者は、「申立人の昭和49年6月分の厚生年金保険料を控除した上で給与を支払っている。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の離職日は昭和49年6月29日（土曜日）となっており、その翌日である同年6月30日（日曜日）が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後で申立人と同様に月末に資格を喪失している7人の雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日を調査した結果、全員が同日で処理されていることが確認できる上、日曜日に処理されている者はいないことから、当該事業所では申立期間当時雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日を月末日、かつ同日で届け出たことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 49 年 6 月 30 日（日曜日）まで当該事業所に在籍し、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、その翌日である同年 7 月 1 日と考えるのが自然であり、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 49 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 49 年 6 月 30 日として社会保険事務所に届けていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4363～4409（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

A社は、申立人（別添一覧表参照）に支給した賞与に係る賞与支払届を平成23年8月10日に提出したが、時効により年金額に反映されないことから、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい旨、一括して申し立てている。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された全社員賞与集計表により、申立期間において、申立人が主張する賞与が支給され、賞与支給額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、全社員賞与集計表により、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業所に係る同種の案件47件（別添一覧表参照）

別添一覧表

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
4363	男		昭和44年生		平成15年8月4日	78万円
					平成15年12月15日	65万8,000円
					平成17年8月1日	85万円
					平成20年8月12日	85万円
4364	女		昭和23年生		平成15年8月4日	46万9,000円
					平成15年12月15日	54万1,000円
					平成17年8月1日	35万3,000円
					平成20年8月12日	34万5,000円
4365	女		昭和25年生		平成15年8月4日	25万5,000円
					平成15年12月15日	37万1,000円
					平成17年8月1日	26万3,000円
4366	女		昭和24年生		平成15年8月4日	22万5,000円
					平成15年12月15日	33万5,000円
					平成17年8月1日	22万3,000円
4367	男		昭和50年生		平成15年8月4日	38万9,000円
					平成15年12月15日	49万6,000円
					平成17年8月1日	32万7,000円
4368	男		昭和50年生		平成15年8月4日	52万6,000円
					平成15年12月15日	50万6,000円
					平成17年8月1日	52万3,000円
					平成20年8月12日	54万円
4369	女		昭和53年生		平成15年8月4日	19万6,000円
					平成15年12月15日	27万3,000円
4370	女		昭和49年生		平成15年8月4日	19万1,000円
					平成15年12月15日	30万8,000円
4371	男		昭和53年生		平成15年8月4日	32万5,000円
					平成15年12月15日	39万4,000円
4372	女		昭和40年生		平成15年8月4日	100万円
					平成15年12月15日	100万円
					平成17年8月1日	100万円
					平成20年8月12日	50万円
4373	女		昭和51年生		平成15年8月4日	19万8,000円
4374	女		昭和30年生		平成15年8月4日	30万円
					平成15年12月15日	34万4,000円
					平成17年8月1日	26万8,000円
4375	女		昭和55年生		平成15年8月4日	16万8,000円
					平成15年12月15日	32万8,000円
					平成17年8月1日	25万7,000円
4376	男		昭和45年生		平成15年8月4日	42万7,000円
					平成15年12月15日	44万6,000円
					平成17年8月1日	35万9,000円
4377	女		昭和58年生		平成15年8月4日	8万7,000円
					平成15年12月15日	22万5,000円
					平成17年8月1日	23万6,000円
					平成20年8月12日	21万8,000円
4378	女		昭和56年生		平成15年8月4日	2万7,000円
					平成15年12月15日	17万2,000円
4379	女		昭和53年生		平成15年12月15日	5万円
4380	男		昭和47年生		平成15年8月4日	72万円
					平成15年12月15日	69万9,000円
					平成17年8月1日	85万円
					平成20年8月12日	90万円
4381	男		昭和44年生		平成15年8月4日	37万9,000円
					平成15年12月15日	48万4,000円
4382	男		昭和53年生		平成15年8月4日	22万7,000円
					平成15年12月15日	37万7,000円
					平成17年8月1日	35万2,000円
					平成20年8月12日	59万円
4383	女		昭和54年生		平成15年8月4日	29万3,000円
4384	女		昭和48年生		平成15年8月4日	44万2,000円
					平成15年12月15日	44万8,000円
4385	男		昭和48年生		平成15年8月4日	33万4,000円
					平成15年12月15日	43万5,000円
					平成17年8月1日	27万5,000円
					平成20年8月12日	59万円
4386	男		昭和35年生		平成15年8月4日	36万6,000円
					平成15年12月15日	48万7,000円
					平成17年8月1日	36万6,000円
4387	男		昭和46年生		平成15年8月4日	28万4,000円
					平成15年12月15日	38万3,000円
4388	男		昭和56年生		平成17年8月1日	32万4,000円
					平成20年8月12日	50万4,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
4389	女		昭和42年生		平成17年8月1日	19万1,000円
4390	男		昭和53年生		平成17年8月1日	22万5,000円
4391	女		昭和55年生		平成17年8月1日	15万9,000円
4392	女		昭和51年生		平成17年8月1日	9万3,000円
4393	女		昭和35年生		平成17年8月1日	31万3,000円
4394	女		昭和60年生		平成17年8月1日	33万3,000円
					平成20年8月12日	30万2,000円
4395	男		昭和43年生		平成17年8月1日	26万円
					平成20年8月12日	25万円
4396	女		昭和47年生		平成20年8月12日	21万9,000円
4397	男		昭和44年生		平成20年8月12日	28万3,000円
4398	男		昭和59年生		平成20年8月12日	28万1,000円
4399	女		昭和46年生		平成20年8月12日	21万6,000円
4400	男		昭和42年生		平成20年8月12日	40万円
4401	女		昭和56年生		平成20年8月12日	21万1,000円
4402	男		昭和53年生		平成20年8月12日	16万円
4403	女		昭和56年生		平成20年8月12日	12万5,000円
4404	女		昭和49年生		平成20年8月12日	30万4,000円
4405	女		昭和58年生		平成20年8月12日	20万6,000円
4406	男		昭和58年生		平成20年8月12日	8万円
4407	女		昭和58年生		平成17年8月1日	8万3,000円
					平成20年8月12日	22万1,000円
4408	男		昭和54年生		平成20年8月12日	13万5,000円
4409	男		昭和54年生		平成15年8月4日	20万7,000円
					平成15年12月15日	27万9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日から16年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、15年12月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年8月4日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年12月15日に係る標準賞与額については、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を60万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月4日
② 平成15年12月15日
③ 平成15年12月25日から16年1月1日まで
オンライン記録によると、平成15年12月25日に、A社の厚生年金

保険被保険者資格を喪失した旨記録されているが、同年 12 月末日まで在籍していたので、同年 12 月を被保険者期間として認めてほしい。また、同年 8 月 4 日、同年 12 月 15 日に支給された賞与について、年金額に反映されるよう、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成 15 年 12 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、申立人が平成 15 年 12 月 31 日まで勤務していたこと、及び同年 12 月の厚生年金保険料を給与から控除していたことを回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 15 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②については、A社から提出された全社員賞与集計表により、申立人が主張する賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、全社員賞与集計表により、申立期間①は 47 万 2,000 円、申立期間②は 60 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間①及び②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月 4 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 2 月 4 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 2 月 4 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月から 45 年 7 月まで B 社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日が 43 年 4 月 1 日となっており、被保険者期間は 27 か月となっているところ、給与明細書上では 28 か月分の厚生年金保険料が控除されている。また、A 社に 52 年 2 月 4 日から同年 4 月 24 日まで勤務したが、資格取得日が同年 3 月 1 日になっているので、調査の上、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が A 社に昭和 52 年 2 月 4 日から継続して勤務し、同年 2 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料額から 8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年4月1日、資格喪失日は45年7月21日と記録され、被保険者期間は27か月であるところ、申立人から提出された給与明細書により、43年4月から45年7月まで28か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、B社から提出された「昭和45年退職者名簿」及び申立人に係る「勤務歴調書」により、申立人は昭和43年4月1日に入社し、45年7月20日に退職していることが確認でき、雇用保険の加入記録と一致する上、厚生年金保険の加入記録とも符合する。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚3人の所在は確認できないことから、申立人の申立期間①の勤務実態について確認できない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る被保険者資格取得時の記録に訂正等の不自然さはない。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、28か月分の保険料が控除されていることを申立ての根拠としているが、厚生年金保険法第19条第1項により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。また、事業主は、申立期間当時の給与の締め日及び保険料の控除時期は不明と回答しているが、申立人から提出された入社後初めての給与明細書（昭和43年4月25日支給）において、同年4月分の保険料が控除（当月控除）されていると確認できるところ、退職月（45年7月21日資格喪失）である同年7月分給与から保険料が控除されているのは事業所における事務処理の誤りと考えられる。

千葉厚生年金 事案 4412

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年11月26日まで
私は、A社に勤務した期間のうち、平成2年7月1日から退職日である3年11月26日までの標準報酬月額が、53万円であるべきところ、30万円となっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年7月から3年10月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年11月26日から約4か月後の4年4月1日付けで、2年7月1日に遡って標準報酬月額を30万円に引き下げていることが確認できる。

また、申立人は、「A社に勤務した期間は監査役であったが、B（役職）として一般従業員と同じく作業を担当しており、当該標準報酬月額の遡及訂正には関与していない。会社倒産後に監査役であることが分かった。」と供述しているところ、商業登記簿謄本の役員欄により、申立人は申立期間において監査役に就任しているが、監査役は会社の業務執行に関与する立場にない上、元同僚は、社会保険の手続は社長の娘夫婦が行っていたと供述していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円（上限額）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年9月までは8,000円、同年10月から37年8月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から37年9月10日まで

私は、昭和34年3月に高校を卒業して、同年4月1日から42年8月15日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、34年4月1日から37年9月10日までの期間は厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍していた高校から提出された申立人の在籍期間に関する回答、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人が昭和34年4月1日にA社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、i) A社に在籍していた複数の従業員は、申立期間当時、同社の給与等事務担当者が従業員の給与から厚生年金保険料を控除し不正に処理していたと証言していること、ii) 元同僚4名は、同社から厚生年金保険の未加入期間に対する補償金を定年退職時に支給されたと証言していること、iii) 元同僚のうち1名から提出された「支払請求書」により、当該補償金の支給事実が確認できることから、同社では保険料を控除しながら、相当期間経過後に厚生年金保険被保険者の資格取得届を届け出るなど、不

適切な事務処理が行われていたことがうかがわれ、厚生年金保険の加入については、申立人も、同様な扱いを受けていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元同僚の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録及び申立人に係る昭和 37 年 9 月の社会保険事務所の記録から、34 年 4 月から 35 年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 36 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 37 年 8 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会にも社会保険事務所が当該届出を記録せず、これは通常的事務処理では考え難いことから、事業主による届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和 34 年 4 月から 37 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月21日から同年7月1日まで
私は、年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、同社に昭和40年3月12日から平成元年7月1日まで継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年7月1日にA社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から6年10月1日まで
私の年金記録では、平成3年12月から6年9月までの標準報酬月額が8万円となっているが、それは誤りであり、その当時の給与明細書等を添付するので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成6年1月5日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定が取り消され、3年12月1日に遡って8万円に引き下げられている上、申立人のほかに元役員についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元事業主及び元経理担当者は、申立人はB（業務）等に従事していた旨供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、当該事業所は、「当時の取締役総務部長が社会保険料の延納手続及び年金記録の遡及訂正処理を行ったと思われる。」と回答していることから、当時、当該事業所において保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年1月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について3年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められない。

また、当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成6年7月1日の随時改定において、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、同年8月25日付けで取り消され、8万円に引き下げられており、その標準報酬月額が同年9月まで継続していることが確認できる。

しかし、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、平成6年10月1日の定時決定では53万円と記録されているところ、当該事業所が加入する厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録は、同年7月から同年10月までは53万円と記録されていること、及び申立人から提出された5年7月から7年2月までの期間に係る預金通帳に記録されている給与振込金額は53万円の標準報酬月額に対応した金額であることが確認できることから、6年7月1日の随時改定の取消処理が事実即した処理であったとは考え難い。

また、当該遡及訂正処理前の標準報酬月額と平成6年10月1日の定時決定の標準報酬月額には変化が見られず、かつ、その間に標準報酬月額を変動させなければならなかった合理的な事情は認められない。

これらのことから、申立期間のうち、申立人の標準報酬月額の変更処理が行われた平成6年1月5日以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない同日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年8月25日付けで行われた同年7月1日の随時改定取消による標準報酬月額の記録については、有効な処理に基づく記録とは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 58 年 2 月から同年 6 月までの期間、60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間、62 年 7 月、平成 2 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 3 年 4 月から 4 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 7 月
④ 平成 2 年 4 月から同年 9 月まで
⑤ 平成 3 年 4 月から 4 年 7 月まで

私が所持している年金手帳には、昭和 58 年*月*日及び 60 年 9 月 5 日に国民年金被保険者になった記載があり、A 市の印があることから、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は納付している。また、申立期間④及び⑤についても、厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたのだから、全ての申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自分で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、A 市の国民年金被保険者名簿において、昭和 61 年 8 月 4 日と記録されており、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない期間である上、同被保険者名簿に申立期間①及び②の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

また、申立期間③、④及び⑤については、オンライン記録によると、当初国民年金に未加入の期間とされていたところ、申立期間③は平成 6 年 11 月 14 日に国民年金の被保険者資格喪失日が訂正されたことにより生じた未納期間であり、申立期間④及び⑤についても、同日に国民年金の被保

険者資格が追加処理されたことにより生じた未納期間であることから、当該処理の時点において、申立期間③、④及び⑤の保険料は時効により納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年4月までの期間、同年5月から同年9月までの期間及び同年10月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から48年4月まで
② 昭和48年5月から同年9月まで
③ 昭和48年10月から52年9月まで

私の妻が昭和55年頃にA区役所B出張所へ出向き、私の国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を遡って納付できると言われたので、妻は、同出張所で保険料を3回ぐらいに分けて納付した。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃に申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は特例納付制度を利用して3回ぐらいに分けて納付したと申述しているが、申立人に係る特殊台帳には、申立人の特例納付に係る記録は見当たらず、特例納付したとする申立人の妻は、特例納付の収納事務を取り扱わないA区役所B出張所で特例納付したと述べている上、特例納付に係る納付時期及び納付金額が明確ではないことから、申立期間の納付状況は不明である。

また、申立人の妻は、申立期間の保険料を一括納付するのは多額であったため分割納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和54年11月29日に払い出されていることが確認できることから、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、オンライン記録によると、申立人は、同年11月の加入手続時点において申立期間③直後の52年10月から54年3月までの保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立人の妻の申述は、加

入手続を行った際に過年度納付が可能な時期まで、遡って納付したときの記憶であると考えても特段不自然ではない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4102

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金に来た市役所職員に納付したのに、申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金に来た市役所職員に納付したと主張するが、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は加入当初から窓口納付と記録されており、同被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

また、申立人が所持している「昭和 57 年度国民年金保険料納入通知書」に領収印は無く、金融機関等の控えも切り取られずに綴りのまま残存し、未使用であることから、当該通知書により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの期間及び57年12月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで
② 昭和57年12月から平成元年3月まで

私は、昭和53年10月に会社を退職後、市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は預金を切り崩して納付した記憶があるので、申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は預金を切り崩して納付した記憶があると述べているが、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間に係る保険料の納付場所、納付額等の記憶が不鮮明であり、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は合計82か月と長期間にわたり、行政機関がこれだけの長期間において、同一人に対し記録管理を誤ることは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から平成元年 10 月まで

私は、昭和 57 年 10 月に国民年金の加入手続のため A 市役所に行った際、市役所で B 社会保険事務所（当時）に行くように指示され、同社会保険事務所から、会社を退職した後も厚生年金保険に個人で加入し厚生年金保険料を継続して 2 年間納付すれば厚生年金保険の加入期間のみで年金の受給権が確保できるとの説明を受けたが、厚生年金保険料額が高かったので厚生年金保険を継続する手続は行わず、同社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私か妻が 4 期ごとの納付書で夫婦二人分をその都度納付しており、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 10 月に B 社会保険事務所において、申立期間の国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、国民年金法において、国民年金被保険者の資格取得の届出は市町村長に提出するように定められている上、C 年金事務所は、「国民年金の資格取得届は、申立期間当時から市町村担当課において受け付けており、社会保険事務所（当時）で受理することはなかった。」と回答しており、申立人の申述と相違している。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の国民年金被保険者の資格取得日が昭和 45 年 4 月 1 日、資格喪失日が 53 年 3 月 1 日と記載され、申立期間に係る資格記録の記載は無く、特殊台帳の資格記録と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、

申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は 85 か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から22年11月29日まで
② 昭和22年11月30日から23年4月1日まで

私は、昭和20年9月1日から22年11月29日までA事業所にB（職種）として勤務し、同年11月30日から23年3月31日までC事業所にB（職種）として勤務したが、両期間とも厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD（団体）発行の履歴証明書（平成23年2月21日付け）により、申立人は、申立期間①にA事業所にB（職種）として勤務し、申立期間②にC事業所にB（職種）として勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所及びC事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該地域の事業所を管轄していたE事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年6月1日であり、申立期間①及び②は、適用事業所になる前の期間である。

また、地方公共団体の事務所であって常時5人以上の従業員を使用するものが厚生年金保険法の適用事業所になったのは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号、厚生年金保険法（昭和16年法律第60号）の全部改正）に基づき、昭和29年5月1日からである上、D（団体）は、「申立期間①及び②当時、事業所においてB（職種）として採用された職員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことを記した通知等はない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 20 日から同年 5 月 20 日まで
私は、昭和 58 年 1 月から同年 5 月まで A 区 B に所在した C 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 59 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

また、申立人は当該事業所における雇用保険の加入記録が無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において適用事業所になった昭和 59 年 7 月 1 日に資格取得している 15 名を抽出し調査した結果、10 名から回答を得たが、申立期間に勤務していたとする 4 名はいずれも申立人を覚えていない。

さらに、申立期間に勤務していたとする 1 名は、申立期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

加えて、当該事業所は既に適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡しており、給与明細書等保険料控除を確認できる関係書類が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
私が勤務したA社における申立期間の給与額は、47 万円だったので、標準報酬月額の記録が 15 万円とされていることは納得できない。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における申立期間の給与額は、47 万円だったので、標準報酬月額の記録が 15 万円とされていることは納得できない。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、平成元年 8 月 7 日付けで標準報酬月額の随時改定が行われている申立人を含む 5 名のうち、標準報酬月額が減額変更された者が申立人以外にも 1 名確認できる上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の事業主であったことがオンライン記録から確認できる一方、申立人は、「社会保険関係の届出書類については社会保険労務士に委託しており、社会保険の手続状況については不明である。」とも供述していることから、当該事業所の社会保険関係の事務を受託していた社会保険労務士に照会したところ、当該社会保険労務士は、「A社の顧問をしていたことはあるが、資料は全て処分しており、当時の状況については不明である。」と回答しており、元同僚は、「社会保険の手続等の管理は社長である申立人が行っていたと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人は社会保険関係の事務に関与していたことがう

かがえる。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されている。

これらのことから、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。